

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ ホームページ作成費用

**Q** : 当社は、このたび広告宣伝用にホームページを作成しました。これにかかった費用の取扱いを教えてください。

**A** : 原則として、支出時の一時の損金とすることができます。

### 【解説】

インターネットの急速な普及とともに、たくさんの会社がインターネット上にホームページを開設するようになってきています。

ホームページは会社自身で作成することもできますが、見栄えのするものにするため専門の業者に委託することが多いようです。会社がこのようなホームページの作成を外部に委託して費用を支出した場合には、その費用は、原則として、その支出時の一時の損金として処理することが認められます。

ただし、使用期間が1年を超えるようなホームページを作成したという場合の制作費用は、支出時の一時の損金として処理することはできず、繰延資産として、その使用期間に応じて均等償却をしていかなければなりません。

また、データベースやネットワークへアクセスできるような仕組みとなっているホームページである場合は、その制作費用の中にデータベースやネットワークへアクセスするためのコンピュータプログラムの作成費用が含まれていると認められますので、制作費用のうちこのプログラムの作成費用に相当する金額はソフトウェアの開発費用として5年間で均等償却していかなければなりません。

